

監 査 報 告 書

平成 23 年 6 月 7 日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター

理 事 長 村 江 清 志 様

監 事 伊 木 隆 司



私は、地方独立行政法人法第 13 条第 4 項の規定に基づき、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの第 4 期事業年度の会計及び会計以外の業務について監査を行いました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法の概要

監事は、重要な会議に出席するほか、理事等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、会計帳簿等の調査を行い、財務諸表、事業報告書及び決算報告書につき検討を加えました。

## 2. 監査の結果

- (1) 理事の職務遂行に関しては、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表及び損益計算書の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 貸借対照表及び損益計算書は、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 利益の処分に関する書類は、指摘すべき事項はありません。
- (5) キャッシュ・フロー計算書は、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターのキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認めます。
- (6) 行政サービス実施コスト計算書は、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの行政サービス実施コストの状況を正しく示しているものと認めます。
- (7) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (8) 事業報告書は、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (9) 決算報告書は、指摘すべき事項は認められません。
- (10) 財務諸表、事業報告書及び決算報告書に重要な影響を与える不正及び誤謬並びに違法行為は認められません。

以 上